

2024年5月27日

お客さま各位

半田信用金庫

キャッシュカード規定改定のお知らせ

平素は、半田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

預金口座解約時等の取引における、キャッシュカードの返却を不要とさせていただくことに伴い、2024年6月3日よりキャッシュカード規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定日 2024年6月3日
2. 改定する規定 キャッシュカード規定
3. 改定内容 以下のとおり改定します。

改定前	改定後
15. (解約・カードの利用停止等) (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。	15. (解約・カードの利用停止等) (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを 取扱店に返却することなく、お客さまご自身で廃棄してください。 また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に お客さまご自身で廃棄してください。 なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)

以上